

四国ファシリティマネジメント協会 会則

制定：平成21年11月29日

改定：平成23年 6月16日

改定：平成24年 3月 1日

会 則

(名称)

第1条

- ①この会の名称を四国ファシリティマネジメント協会（以下、本会と称する。）と称する。
- ②本会の英文表示はShikoku Facility Managemament Association（略称「SFMA」）とする。

(目的)

第2条

- ①本会は、企業・団体・官公庁等がその活動のために所有・賃借・使用する施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営管理活動（以下、ファシリティマネジメントという。）を普及、推進、研究することにより、快適で機能的な施設等の環境の形成を図り、よって効率的な経営を支援し、かつ経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業及び活動)

第3条

本会は、その目的を達成し義務を果たすために以下の事業及び活動を行う。

- ①ファシリティマネジメントに関する調査研究
- ②ファシリティマネジメントに関する情報の収集提供
- ③ファシリティマネジメントに関する普及啓発
- ④ファシリティマネジメントに関する人材育成
- ⑤ファシリティマネジメントに関する他の団体との交流及び協力
- ⑥その他本会の目的を達成するために必要な事業及び活動

(事務局)

第4条

- ①本会は主たる事務局を香川県高松市に置く。
- ②本会は支部を必要な地に置くことができる。

(会員)

第5条

- ①会員は、本会の目的と趣旨に賛同して入会する法人、団体又は個人とする。
- ②会員は正会員と準会員（官公庁関係）とする。

(入会と退会)

第6条

- ①新規入会は会員1名以上の推薦を要する。
- ②入会は入会申込書提出と所定の年会費を納入すること。

- ③新規入会の承認は理事会の承認を必要とする。
- ④会員は本会の会則に反したり、名誉を傷つけたり、または目的に反する行為を行った場合は当然に会員の資格を失う。
- ⑤正会員の会費は法人会員年間30,000円、個人会員年間10,000円とする。ただし、下期(10月～3月)に入会される場合の会費は50%とする。

(会員の権利)

第7条

- ①会員は、相互協力の理念に基づき別に定めるところの本会運営活動費を納入する。
- ②納入された運営活動費は返還しない。
- ③正会員は総会において権利を行使することができる理事を1名選出することができる。

(会員の義務)

第8条

- ①会員は相互に協力して本会の運営にあたらなければならない。
- ②会員は本会の活動を通じて地域に貢献しなければならない。

(組織)

第9条

- ①本会の意思決定機関として理事会を置く。
- ②理事会メンバーは正会員の中から以下を選出して理事会とする。
 - ・会長 1名
 - ・理事 若干名
 - ・監事 1名
 - ・顧問 若干名

(理事会)

第10条

- ①理事会は年に1回通常総会を開催する。
- ②理事会は必要な場合は臨時総会を開催することができる。
- ③理事会は理事総数の3分の2以上の出席で成立する。
- ④理事会での議決は過半数をもって有効とする。

(その他)

第11条

この会則に定めなきことで懸案事項が発生した場合は理事会で協議の上決定する。